

四街道市介護保険条例の一部を改正する条例

四街道市介護保険条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の四街道市介護保険条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の四街道市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。